

# 多職種連携による 二次性骨折予防



超高齢社会で脆弱性骨折が  
重要な疾患カテゴリーとなった

PRIORITY

1.  
2.  
3.



3

## 継続的な二次性骨折予防に係る評価の新設

➤ 大腿骨近位部骨折の患者に対して、関係学会のガイドラインに沿って継続的に骨粗鬆症の評価を行い、必要な治療等を実施した場合の評価を新設する。

### (新) 二次性骨折予防継続管理料

- 二次性骨折予防継続管理料 1 1,000点** (入院中1回・手術治療を担う一般病棟において算定)  
 **二次性骨折予防継続管理料 2 750点** (入院中1回・リハビリテーション等を担う病棟において算定)  
 **二次性骨折予防継続管理料 3 500点** (1年を限度として月に1回・外来において算定)

#### [対象患者]

イ：大腿骨近位部骨折を発症し、手術治療を担う保険医療機関の一般病棟に入院している患者であつて、骨粗鬆症の有無に関する評価及び必要な治療等を実施したもの  
ロ：イを算定していた患者であつて、リハビリテーション医療等を担う病棟において継続的に骨粗鬆症に関する評価及び治療等を実施したもの  
ハ：イを算定していた患者であつて、外来において継続的に骨粗鬆症に関する評価及び治療等を実施したもの

#### [算定基準]

1. イについては、別に厚生労働省が定めた算定基準に適合して、大腿骨近位部骨折に対する手術を行ったものとし、手術を伴う骨折として、骨粗鬆症の有無に関する評価及び必要な治療等を実施したもの
2. ロについては、別に厚生労働省が定めた算定基準に適合して、骨粗鬆症の有無に関する評価及び必要な治療等を実施する病棟において、他の保険医療機関においてイを算定したもの
3. ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設標準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であつて、イを算定したものに対して、継続して骨粗鬆症の評価及び治療等を行つた場合に、該入院中1回に限り算定する。
4. イについては、関係学会により示されている「骨折リエンジサービス（FLS）クリニカルスタンダード」及び「骨粗鬆症の予防と治療ガイドライン」に沿った適切な評価及び治療等が実施された場合に算定する。
5. 口及びノについて、関係学会により示されている「骨折リエンジサービス（FLS）クリニカルスタンダード」及び「骨粗鬆症の予防と治療ガイドライン」に沿った適切な評価及び治療等を行つた場合に算定する。
6. 診断に当たっては、骨量測定、骨代謝マーク、脊椎エックス線写真等による必要な評価を行うこと。

#### [施設基準]

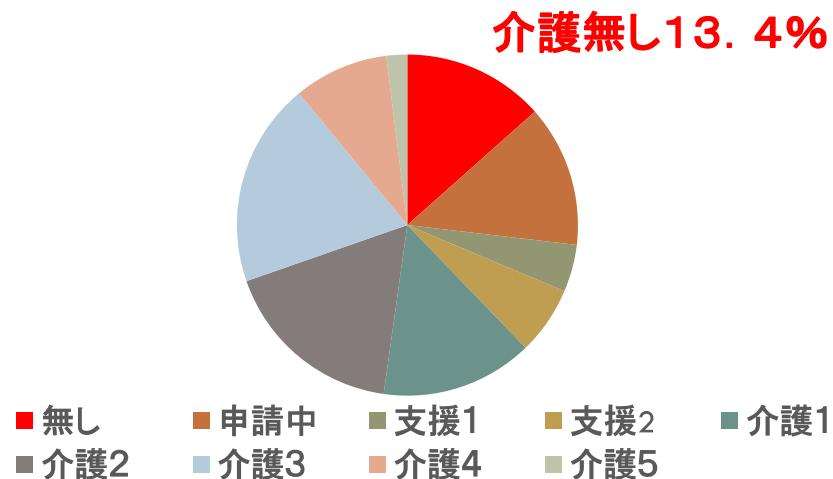
1. 骨粗鬆症の診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
2. 当該体制において、骨粗鬆症の診療を担当する医師、看護師及び薬剤師が適切に配置されていること。なお、薬剤師については、当該保険医療機関内に常勤の薬剤師が配置されていない場合に限り、地域の保険医療機関等と連携し、診療を行う体制が整備されていることと差し支えない。
3. イの施設基準に係る病棟については、急性期一般入院基本料、地域一般入院基本料又は7対1入院基本料(特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)又は専門病院入院基本料に限る。)に係る届出を行つている保険医療機関の病棟であること。
4. ロの施設基準に係る病棟については、地域包括ケア病棟入院料、地域包括ケア病棟入院医療管理料又は回復期リハビリテーション病棟入院料に係る届出を行つている保険医療機関の病棟であること。

## 新潟県後期高齢者入院医療費(2018)

順位	疾病分類	費用額(円)	割合%
1	骨折	11,850,560,950	9.25
2	脳卒中	9,617,247,750	7.50
3	その他心疾患	9,482,828,760	7.40
4	その他呼吸器疾患	6,329,888,150	4.94
5	悪性腫瘍	6,302,997,380	4.92
6	肺炎	4,693,573,350	3.66
7	アルツハイマー病	4,216,449,990	3.29
8	消化器疾患	4,144,842,600	3.23
9	神経疾患	3,335,113,930	2.60
10	統合失調症	2,974,528,930	2.32

大腿骨近位部骨折患者「要介護度」  
230名（男48名、女192名： $84.4 \pm 10.2$ 歳）

## 退院時



5

## 初回の脆弱性骨折… すぐに二次骨折が発生

初回の骨折は  
次の骨折リスク  
の警鐘事象



医療機関が初回骨折後の骨折  
予防に対応できていない

偶発的な骨折原因の診断および  
治療が依然として不十分

薬剤治療介入により、将来の  
骨折のリスクが大幅に低下する

Fracture Care Gap

6

## 診療報酬改定のポイント

### 継続的な二次性骨折予防に係る評価の新設

骨粗鬆症の治療による二次性骨折予防のために、骨粗鬆症を有する大腿骨近位部骨折患者に対する早期からの治療介入を評価する

(イ) 二次性骨折予防継続管理料1 … 1,000点

大腿骨近位部骨折に対する手術を行ったものに対して、二次性骨折の予防を目的として、骨粗鬆症の計画的な評価及び治療等を行った場合に、当該入院中1回に限り算定する

(ロ) 二次性骨折予防継続管理料2 … 750点

他の保険医療機関においてイを算定したものに対して、継続して骨粗鬆症の計画的な評価及び治療等を行った場合に、当該入院中1回に限り算定する

(ハ) 二次性骨折予防継続管理料3 … 500点

入院中の患者以外の患者であって、イを算定したものに対して、継続して骨粗鬆症の計画的な評価及び治療等を行った場合に、初回算定日の属する月から起算して1年を限度として、月1回に限り算定する

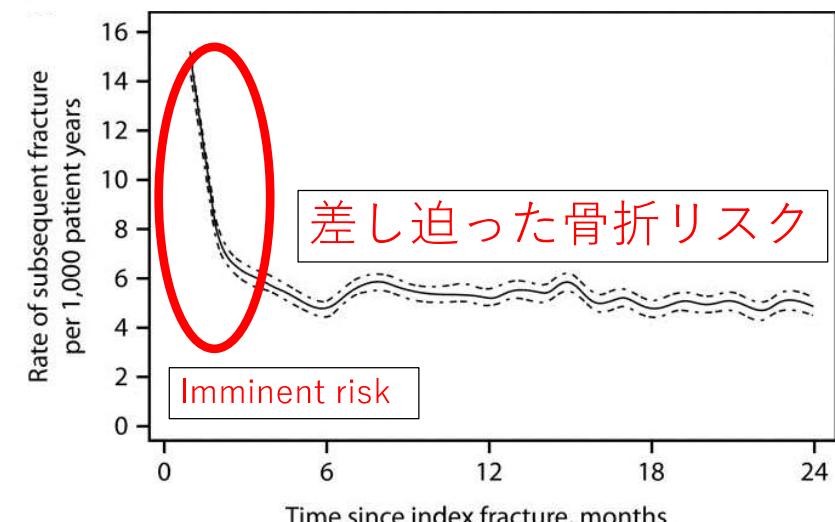
※上記いずれも、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者/保険医療機関に限る

Osteoporosis International (2019) 30:601–609  
<https://doi.org/10.1007/s00198-019-04852-6>

ORIGINAL ARTICLE

### Risk of imminent fracture following a previous fracture in a Swedish database study

J. Banefelt<sup>1</sup> · K.E. Åkesson<sup>2,3</sup> · A. Spångéus<sup>4</sup> · O. Ljunggren<sup>5</sup> · L. Karlsson<sup>1</sup> · O. Ström<sup>1,6</sup> · G. Ortsäter<sup>7</sup> · C. Libanati<sup>7</sup> · E. Toth<sup>7</sup>

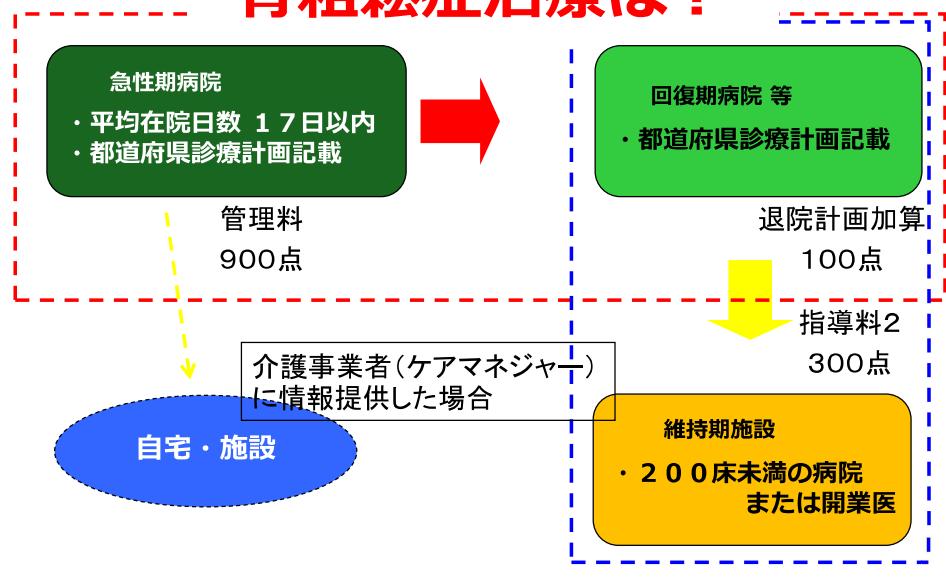


7

8

## 2006年～大腿骨近位部骨折地域連携パス

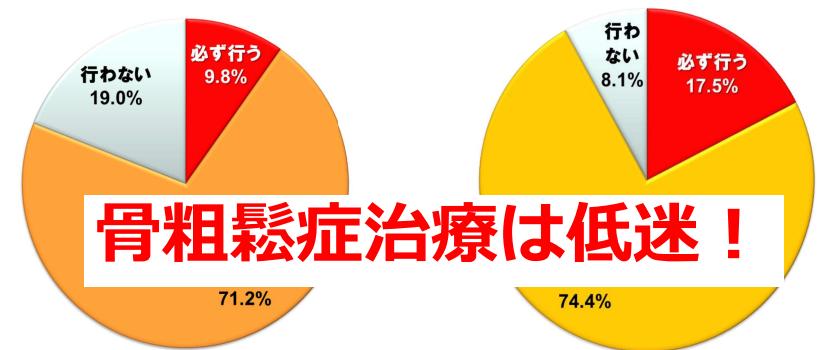
### 骨粗鬆症治療は？



9

## 地域連携パスにおける骨折後の骨粗鬆症治療

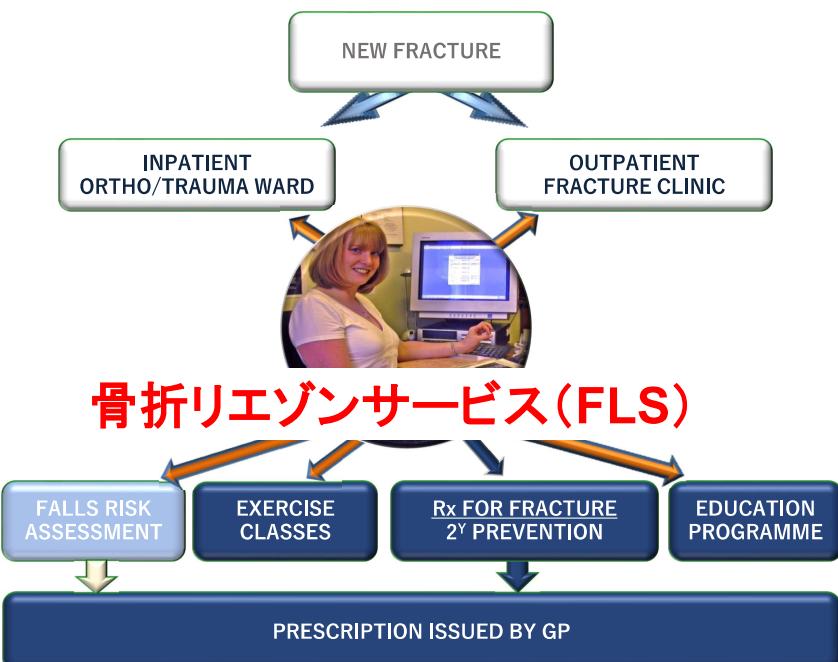
### 大腿骨近位部骨折地域連携パス全国調査



宮腰ら 日整会誌 86、913—920、2012

10

## FLS：確立したソリューション



11

### 骨折リエゾンサービス (FLS)

= 費用対効果の高いケア提供モデル  
全体的な結果を改善し、コストを削減

### FLSの効果 (絶対的な変化)



12



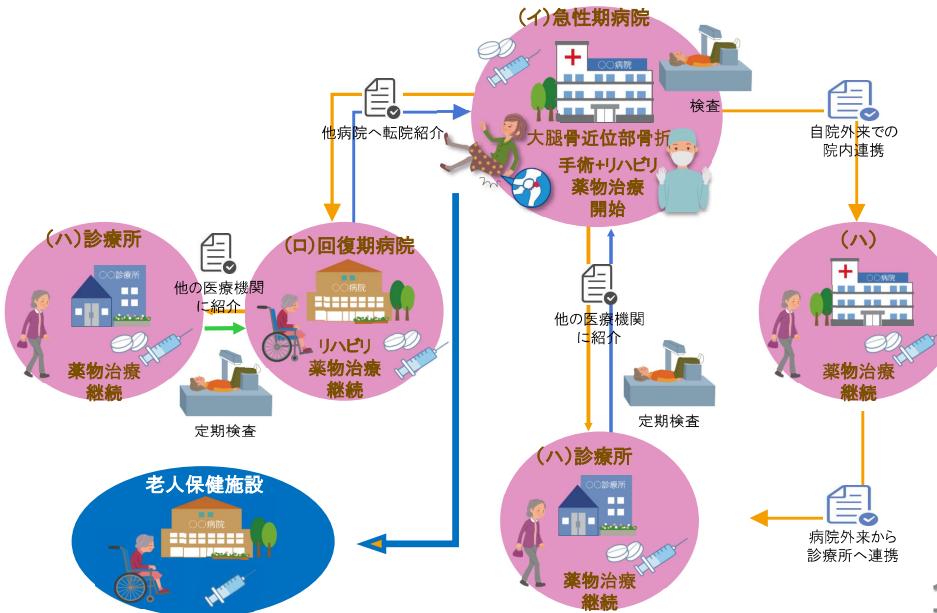
## FLSのスキーム 繋げるべき5つの場面



FLSクリニカルスタンダードに基づく事例紹介 新潟リハビリテーション病院の取り組み

13

## 骨折患者の1年間を地域で管理する



監修:新潟リハビリテーション病院 整形外科 院長 山本 智章 先生

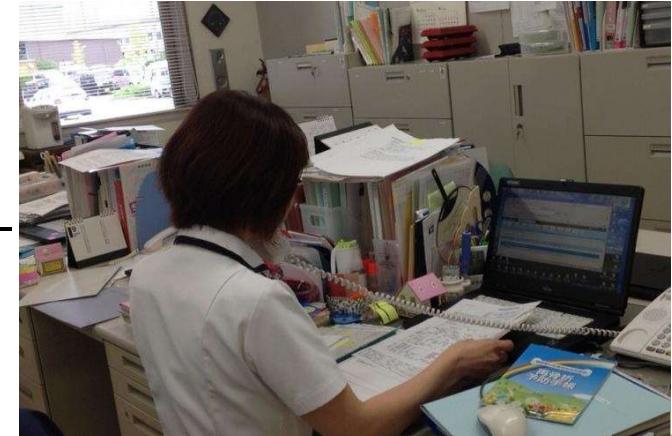


### ステージ4 患者のフォローアップ

Integration

患者の退院支援と治療継続のための情報提供  
退院後の追跡と情報収集（推奨：退院後3～4か月、1年）

- 病院
- クリニック
- 介護施設
- 看護師
- 薬剤師
- ケアマネージャー
- 介護施設職員
- 保健師
- 患者
- 家族



FLSクリニカルスタンダードに基づく事例紹介 新潟リハビリテーション病院の取り組み

14

## 届け出の推進

別添2

### 特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード	0122581	届出番号	(ご存続3) 第 号
連絡先 担当者名: 渡部徳志 電話番号: 025-388-2111			
〔提出事項〕			
〔次性骨折予防継続管理料3〕の施設基準に係る届出書			
〔2-025〕			
<p>① 当該届出を行う前6ヶ月において当該届出に係る事項に關し、不正又は不当な届出(法令の規定に基づくものに限る。)を行ったことがないこと。</p> <p>② 当該届出を行う6ヶ月において療養病棟及び療養病室並びに療養基準に基づき厚生労働省令第73条第1項の規定に基づく変更の結果、診療内容又は診療服務の請求に變更しないこと。</p> <p>③ 当該届出を行う6ヶ月において、厚生労働省令第73条第1項及び厚生労働省令第73条第1項の規定に基づく変更の結果、診療内容又は診療服務の請求に變更しないこと。</p> <p>④ 当該届出を行う6ヶ月において、厚生労働省令第73条第1項及び厚生労働省令第73条第1項の規定に基づく変更の結果、診療内容又は診療服務の請求に變更しないこと。</p> <p>標記について、上記基準すべてに適合しているので、別紙の様式を添えて届出します。</p>			
令和 4年 4月 13日			
保険医療機関の所在地及び名称 新潟県新潟市北区木崎1761番地 新潟リハビリテーション病院 開設者名 医療法人 愛広会 理事長 津田 弘司			
開業信託厚生局 段			
備考1 [ ] 様には、該当する施設基準の名称を記入すること。 2 □には、適合する場合「□」を記入すること。 3 届出書は、1書提出のこと。			

様式5の13

〔次性骨折予防継続管理料1〕  
〔次性骨折予防継続管理料2〕  
〔次性骨折予防継続管理料3〕

※該当する届出事項を全て○で囲むこと。

1 施設入院料 (厚生労働省令第73条第1項の規定に基づく変更の結果、診療内容又は診療服務の請求に變更しないこと)	2 ① 備考欄に記載する専任の常勤看護師の氏名 吉澤 誠樹
3 在宅の常勤看護師の氏名 家庭 来英華 横畠 南美	4 在宅の常勤薬剤師の氏名 後藤 香奈
5 在宅の常勤看護師の氏名 (被保険医氏名複数等の名)	6 在宅の常勤薬剤師の氏名 (被保険医氏名複数等の名)
7 在宅の常勤看護師の氏名 新潟県新潟市北区木崎1761番地 新潟リハビリテーション病院 開設者名 医療法人 愛広会 理事長 津田 弘司	8 在宅の常勤薬剤師の氏名 (被保険医氏名複数等の名)
9 在宅の常勤看護師の氏名 新潟県新潟市北区木崎1761番地 新潟リハビリテーション病院 開設者名 医療法人 愛広会 理事長 津田 弘司	10 在宅の常勤薬剤師の氏名 (被保険医氏名複数等の名)
11 在宅の常勤看護師の氏名 新潟県新潟市北区木崎1761番地 新潟リハビリテーション病院 開設者名 医療法人 愛広会 理事長 津田 弘司	12 在宅の常勤薬剤師の氏名 (被保険医氏名複数等の名)
13 在宅の常勤看護師の氏名 新潟県新潟市北区木崎1761番地 新潟リハビリテーション病院 開設者名 医療法人 愛広会 理事長 津田 弘司	14 在宅の常勤薬剤師の氏名 (被保険医氏名複数等の名)
15 在宅の常勤看護師の氏名 新潟県新潟市北区木崎1761番地 新潟リハビリテーション病院 開設者名 医療法人 愛広会 理事長 津田 弘司	16 在宅の常勤薬剤師の氏名 (被保険医氏名複数等の名)

〔記載上の注意〕

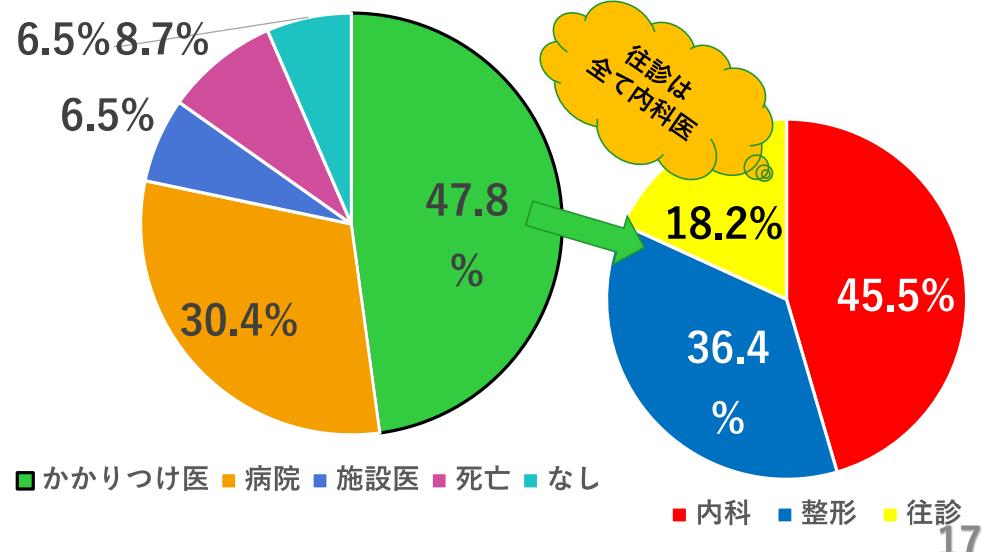
- 〔6〕については、研修会の目的、参加した講師名、及び開催日時等を記載した概要を添付すること。
  - 〔1〕については、新たに提出を行う保健医療機関については、当該届出を行う日から起算して1ヶ月以内に提出すること。
- 日がかかる書類を添付すること。

15

16

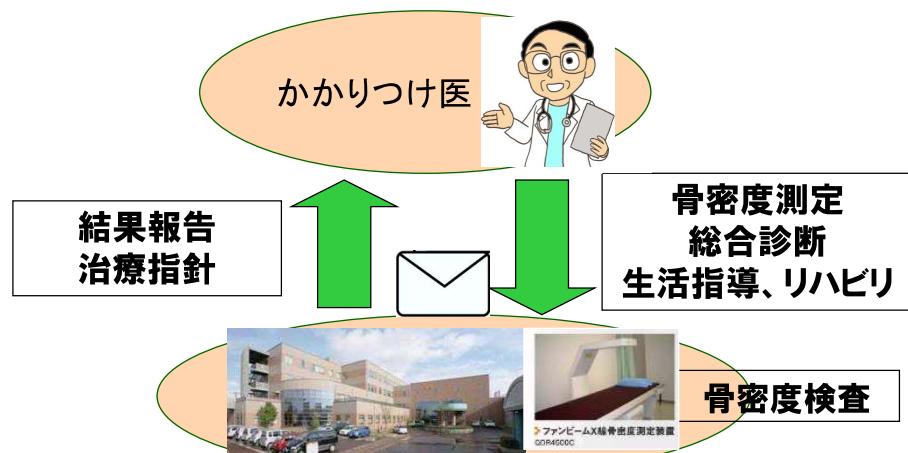
# 大腿骨近位部骨折の退院後フォロー

## かかりつけ医の内訳



17

## 新潟市医師会骨粗鬆症病診連携システム



各地区の複数の病院・診療所でDXA受け入れ

## 二次性骨折予防継続管理料算定連絡票

## 連絡票の作成

令和4年度の診療報酬改定にて大腿骨近位部骨折を発症し、手術治療を行った患者に対する「二次性骨折予防継続管理料1、2、3が算定可能になりました。下記に従って治療継続をお願いいたします。(※事前の届け出が必要です)

### 二次性骨折予防継続管理料の算定について

- (イ) 病院にて 年 月に 二次性骨折予防継続管理料1を算定しました。
- (ロ) 病院にて 年 月に 二次性骨折予防継続管理料2を算定しました。
- (ハ) 二次性骨折予防継続管理料3
- 当院外来初回算定日 年 月 日  
貴院にて 年 月～ 年 月まで月1回の算定が可能です。
  - 当院外来での算定無し  
貴院受診後、1年間、月1回の算定が可能です。
- 貴院での骨粗鬆症治療につきまして継続していただきますようお願い申し上げます。
- 連絡事項-----

貴院での骨粗鬆症治療につきまして  
-----連絡事項-----

お願い申し上げます。

18

令和4年度診療報酬改定 III-1 患者にとって安心・安全に医療を受けられるための体制の評価や医薬品の安定供給等-⑤

### 医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応

#### 新規技術の保険導入

- ▶ 高齢者の大腿骨近位部骨折に対する適切な治療を評価する観点から、骨折観血的手術（大腿）に対する緊急整復固定加算及び人工骨頭挿入術（股）に対する緊急挿入加算を新設する。

(新)	緊急整復固定加算	4,000点
(新)	緊急挿入加算	4,000点

#### [算定要件]

- (1) 75歳以上の大腿骨近位部骨折患者に対し、適切な周術期の管理を行い、骨折後48時間以内に骨折部位の整復固定を行った場合に、所定点数に加算する。
- (2) 一連の入院期間において区分番号「B 0 0 1」の「34」の「1」 二次性骨折予防継続管理料1を算定する場合に1回に限り算定する。
- (3) 当該手術後は、早期離床に努めるとともに、関係学会が示しているガイドラインを踏まえて適切な二次性骨折予防措置を実施する。
- (4) 75歳以上の大腿骨近位部骨折患者



日本整形外科学会ホームページより引用

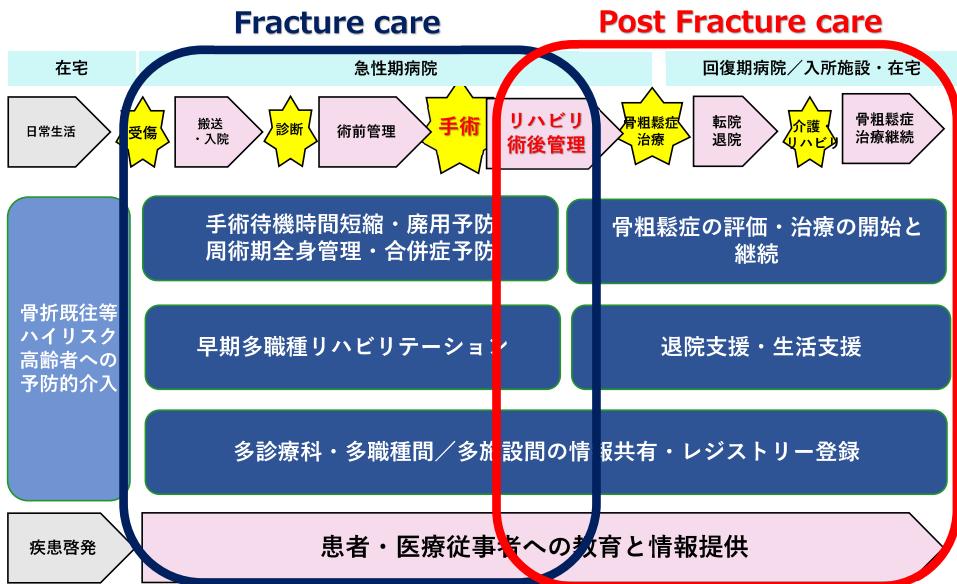
[施設基準]  
(1) 整復固定加算  
(2) 早期離床：リハビリテーション  
(3) 麻酔科医の標準  
(4) 前年の実績60件以上の算定  
(5) 術前内科診察の基準策定、院内マニュアル  
(6) 二次性骨折予防管理料を算定  
(7) FFN-Jレジストリーへの登録

「入術」の算定回数の合計が60回

地方厚生（支）局長に届け出

20

## 大腿骨近位部骨折の最適かつ一貫した治療

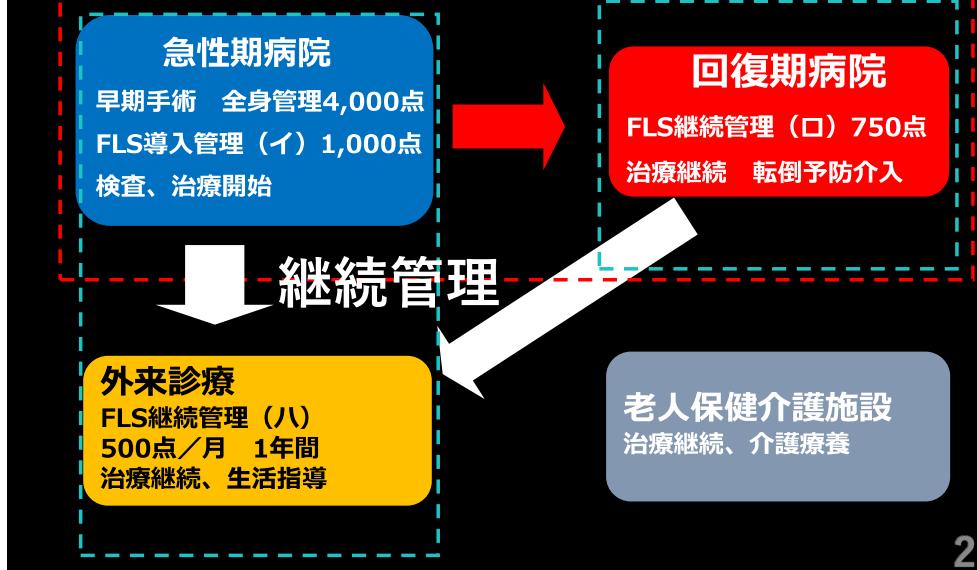


21

新潟リハビリテーション病院 山本 智章

## 2022年～大腿骨近位部骨折の新たなスキーム

### 多職種連携と地域医療連携



22